

高槻市 販売農家物価高騰対策支援事業

農業資材等の物価高騰の影響を受ける農業者で、
農産物販売実績のある方を対象に、
支援金を交付します。



対象者

高槻市内在住の農業者で、令和5年に農産物販売実績があること

支援内容

令和5年の販売金額の区分に応じ、以下の支援金を交付します。

農産物の販売金額		支援金の額
1万円以上	10万円未満	5千円
10万円以上	50万円未満	1万円
50万円以上	100万円未満	2万円
100万円以上	300万円未満	3万円
300万円以上	500万円未満	6万円
500万円以上	1000万円未満	10万円
1000万円以上		30万円

必要書類

- 高槻市販売農家物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書

- 令和5年の売上額を証する書類の写し（※）

（ 令和5年の確定申告書及び所得税青色申告決算書又は収支内訳書（白色申告） 又は
令和5年の売上額を証する書類（取引先(JAライスセンター等)が発行する明細通知など） ）

- 住所が確認できる書類、振込先通帳等の写し（※）

（※）書類を省略できる場合があります。

申請方法

申請受付：令和7年1月20日(月)～令和7年2月28日(金) **必着**

申請方法：下記宛先へ郵送

郵送先：〒569-0067 高槻市桃園町2番1号
高槻市 農林緑政課 支援金担当 宛



問い合わせ先：高槻市 農林緑政課 支援金担当 (TEL072-674-7402)